規　則　名	理　　由	要　　旨
奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則	他の任命権者との標準的な職の均衡を図る必要が生じたため、所要の改正をしようとするものである。	1　改正内容 学校事務職員の職制上の段階に応じた標準的な職について整備する。 （第１条関係） 2　施行期日 平成31年４月１日から施行する。 （改正附則関係）